平成２４年（フ）第６２号
茨城県古河市三杉町１丁目７番56号　古河レジデンス103号
債務者　猪狩　佐智
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第６４４号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴348番地２　サンビューラー206号室
債務者　草間　　力
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３４号
岐阜県各務原市鵜沼宝積寺町６丁目63番地　樗木方、住民票上の住所岐阜市長良友瀬103番地
債務者　堀内　直美（旧姓樗木）
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３７号
岐阜県羽島市正木町須賀小松595番地　グリーンヒルズ202号室
債務者　森　　光弘
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１０６号
愛知県春日井市浅山町２丁目９番26号
債務者　後藤　弘子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３９号
名古屋市港区当知１丁目1505番地　鳥山マンション301号
債務者　大川　範晃
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７５号
名古屋市瑞穂区瑞穂通６丁目３番地　木下ビル402号
債務者　横井　孝男
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６７号
大津市弥生町８番25号　302号、前住所大津市際川３丁目３番５号　藤元荘105
債務者　松吉　絵里（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７１号
大津市西の庄18番１―306号
債務者　藤澤　裕美（旧姓小川原）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７４号
大津市黒津３丁目８番16号　上野義弘様方
債務者　小西　由花
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８４号
大津市大石中５丁目14番10号、前住所大津市南郷４丁目８番32号
債務者　芝谷　純治
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９５号
滋賀県栗東市綣３丁目13番５―205号
債務者　新田　佳子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０号
兵庫県高砂市神爪３丁目２番８―406号
債務者　花房　雅司
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６７号
兵庫県姫路市新在家中の町２番12号　レオパレス新在家第２　101号室
債務者　三浦　敬介
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第７２号
兵庫県相生市山手２丁目24番地、従前の住所　兵庫県相生市古池１丁目３番１号
債務者　富田　清國
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第７３号
兵庫県相生市山手２丁目24番地、従前の住所　兵庫県相生市古池１丁目３番１号
債務者　富田　文代
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８３号
兵庫県加古川市加古川町河原53番地の１　メゾン台和110号
債務者　秋和　紅美
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部